



差別ウイルスに

負けない社会を

福岡小学校6年

谷口紗徠

最近、テレビや新聞などの記事で、新型コロナウイルスによる差別のニュースをよく目にします。私は今回、コロナウイルスによる感染かく大による不安からくる差別や、医りよう従事者の人たちに對しての差別について考えてみたいと思います。

コロナウイルスには、三つの感染症と言われる「病氣」「不安」「差別」というものがあります。

第一の感染症は、病氣そのものです。このウイルスは感染者との接触でうつることがわかっています。感染すると、風邪の症状や重症化して肺炎を引き起こすことがあります。第二の感染症は、不安と恐れです。このウイルスは見え

ません。ワクチンや薬もまだ開発されていません。わからないことが多いため、私たちは、強い不安や恐れを感じてふりまわされてしまうことがあります。それらは、私たちの心の中でふくらみ、冷静に物事を考え、判断する力を弱め、あつという間に人から人へ伝わってしまいます。一人一人が気をつけないと、悪い情報ばかりがどんどん大きくなってしまいます。

第三の感染症は、嫌悪や偏見、差別です。不安や恐れがあると、人間が、生きのびるためにウイルスや、ウイルス感染に関わる人などを自分から遠ざけようとしたり、差別したりしてしまいます。そして人と人との信頼関係や社会のつながりがこわされてしまいます。

私はなぜ、第三の感染症である嫌悪や偏見、差別が生まれるのか考えました。まず、見えない敵であるウイルスへの不安が生まれます。そして、特定の人などを見える敵だと勝手に思ってしまう。すると、本当の敵の姿が分からなくなると、その特定の人を、偏見によって差別し、自分が少しでも安心できるという風に考えてしまうのです。特定の人、地域、職業などに対して「危険」「バイ菌」という

ように、決めつけることで、差別や偏見がおこってしまうと思います。

〇〇病院は危ないらしいとか、マスクしていないなんてありえない、〇〇人だ、危ない、せきしているあの人が、コロナかも、〇〇地区は危ない、医りよう従事者の子は登園しないでほしいなど、こういった偏見が広がっていくと、差別がどんどん広がってしまいます。

最近のニュースで、私の印象に残ったのは「色々な県や町を歩き来するトラックの運転士さんだ」という情報だけで判断してしまい、感染するかもしれないという不安から、その運転士さんの小学生の子ども登校は、ひかえてほしいと言われた」というニュースです。私は、このニュースを見て、自分がこの運転士さんの立場だったらすごくショックだと思いました。運転士さんは、自分の仕事を一生懸命しているだけなのに、そのような偏見によって、とても嫌な思いをされたと思います。医りよう従事者に対する差別も同じです。私たちが、住む地域の近くの病院でも院内感染がおきてしまい、それによる差別的な言葉をたくさん受けて、かん護師さんや家族の方が、とてもつらい思い

をして大変な状況になっていたと聞きました。とても悲しいことだと思えます。ふだんの心があれば、絶対にしない、偏見や差別だと思えますが、ストレスやパニックからこのような考えが生まれるのは、すごくこわいなと思いました。

私たちも、ウイルスに関する悪い情報ばかりに目が向いていたり、なにかとウイルスに結び付けて考えたりしているかもしれない。あの人せきをしている・・・コロナじゃないか」「あの地域はコロナが流行しているからあそこのものを買うのをやめよう」「このように思い、行動することから、感染症は広がっていきます。これらの偏見や差別からくる感染症を防ぐために、私たちはどのようなふうができるか考えなければいけないと思います。ウイルスによるパニックにならず、ふだんの心を忘れないことが大切です。確かな情報を広めることが大事だと思います。差別的な言動に同調しないようにするのも大切です。私は、この大変な事態に対応しているすべての人に、ねぎらい、敬意をはらって生活していきたいと思っています。そして、

今できることを考えて、みんなが一つになって協力しあえる社会になるといいなと思います。

人権標語

ごめんねと ゆるせるころそだてよう
福岡小学校1年 下崎伊織

悪口は 言いたくないし聞きたくない
田原小学校4年 竹村翼紗

あなたをね 救ってくれる人がいる
八千種小学校5年 難波乃愛

「いいね！」より いっぱい送ろう「ありがとう」
福岡東中学校3年 木畑奏羽



福岡西中学校2年 藤後日和

生活科学 センター だより

急増中！

水回りの修理トラブル

【相談】

トイレの詰まりを解消しようと、スマートフォンで探した業者に電話した。業者はすぐやってきて、「順に作業していかないと水が流れるかわからない、16万円かかる」と言った。作業が終わって水は流れるようになった。高額と思ったが、夜間なので誰にも相談できず、16万円の持ち合わせがあったので払った。

他社に聞いたら、夜中でもせいぜい1万5千円くらいだと言われた。相場より高すぎる。返金希望。

(30歳代女性)



ハイ！
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



【処理】

工事金額は、工事の内容、方法、緊急性などにより異なることから、一概に高いか安いかを判断することは難しいこと、修理前に提示された金額に合意し工事が完了したことから、全額返金を求めるのは難しいと答えました。

しかし、他社で聞いた金額を参考に返金交渉を行うことは可能と伝えました。

【アドバイス】

突然のトイレ詰まりや水漏れで、「ネット広告」や「マグネット広告」を見て業者に慌てて修理を依頼したところ、高額な請求をされたという苦情が急増しています。

また、ネットに「無料見積り」とあった水道修理の窓口に電話したところ、別の業者が来訪し、最初は修理代3万円と言ったが、10分程度の修理で15万円を請求された、と

いった相談もあります。

さらに、修理が終わったと言われたので代金を払ったが水漏れが直っていないといった相談も少なくありません。

相談事例のように、消費者側から修理の依頼の電話をして家に来てもらった場合は来訪要請に当たり、特定商取引法の訪問販売には当たりませんので、クーリング・オフ制度の適用はありません。

※来訪要請…消費者が「〇〇を購入するから来て」などと「契約の申込みや締結」を明確に表示したり、取引行為を行いたいという意思表示をして来訪を求めること。

トラブルにあわないためのポイント

○マグネット広告・ネット広告の表示や電話で説明された料金をうのみにしないようにしましょう。

○慌てて業者を呼んでしまいがちですが、事前に複数社から見積りを取って、作業内容や料金を確認しましょう。

○いったん依頼してしまおうと断れず、高額な修理代を払うよう凄まじい事例が多発しています。依頼は慎重にしましょう。

○急かされても契約せず、納得できない場合はキッパリ断りましょう。



田原小学校3年
木畑結奈



高岡小学校1年
高松咲奈



福崎東中学校1年
菅原桃太郎

○水漏れの対策として、自宅の止水栓の位置と締め方を確認しておきましょう。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火～金曜日
9時～16時

(月曜日は休館日)

国民健康保険加入のみなさんへ

新しい被保険者証を送付します

新しい被保険者証を、11月下旬に簡易書留で世帯ごとにお送りします。12月以降に医療機関等で受診されるときは、必ず新しい証を提示してください。

被保険者証の有効期限が変わります

令和3年8月1日から、国民健康保険被保険者証と70歳以上の人に交付している高齢受給者証が一つになります。

これにともない、被保険者証の有効期限が7月31日になります。

保険税は必ず期限内に納めてください

医療費は、保険医療機関の窓口で支払う自己負担金のほか、国や県からの補助金やみなさんが納める保険税で賄われています。保険税は必ず期限内に納めてください。

保険税を滞納すると、有効期限が短い被保険者証を交付することがあります。

*納付が困難なときは相談を災害などのやむを得ない理由により納付が困難なときは早めに相談してください。減額や免除を受けられる場合があります。

健康保険が変わったときは必ず届出を！

- 社会保険等を脱退して国民健康保険に加入する場合
退職、会社の保険の扶養をはずれたとき
- 社会保険等に加入して国民健康保険を脱退する場合
就職、会社の保険の扶養になったとき

移送費がかかったときも給付があります

医師の指示により、やむを得ず重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請して認められると、移送に要した費用が支給されます。※医師の意見書が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

- 保険の資格に関すること
健康福祉課 国保医療係
(内線355・356)
- 保険税に関すること
税務課 管理係(内線342)

マイナンバーカード（個人番号カード）の休日受付窓口を開設します《予約制》

平日の昼間に、役場でカードの申請や受け取りをすることが困難な人のために、休日受付窓口を開設します。

(日時) 11月29日(日) 9:00~17:00
12月26日(土) 9:00~17:00
(場所) 住民生活課

電話予約・問い合わせ先
住民生活課 町民窓口係 (内線371)

事前に電話予約をお願いします。



■申請に必要なもの

1. 個人番号通知カード
2. 個人番号通知カードに付いている「個人番号カード交付申請書」
3. 認印
4. 住民基本台帳カード（持っている人のみ）
個人番号カード（更新の人）
5. 本人確認書類（顔写真入りの証明書は1点、顔写真のない証明書は2点必要。）

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発送されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、所得税・住民税の申告時に、保険料を納付したことを証明する書類の添付が必要です。対象は、令和2年の1月～12月の間に納付した保険料です。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の送付時期

■ 1月1日～9月30日の間に保険料を納付した人
11月上旬

■ 10月1日～12月31日の間に今年のはじめて保険料を納付した人
翌年の2月上旬

※家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収書）を添付してください。

問い合わせ先

- ◆ねんきん加入者ダイヤル
☎0570-003-004（ナビダイヤル）
- ◆050から始まる電話でかける場合
☎03-6630-2525
- ◆受付時間
月～金曜日 8:30～19:00
第2土曜日 9:30～16:00
※祝日（第2土曜日を除く）、
12/29～1/3は除く

幸福崎町文化財だより

78

福崎町教育委員会
柳田國男・松岡家記念館
神崎郡歴史民俗資料館

特別展示

三木家に残された旅の資料

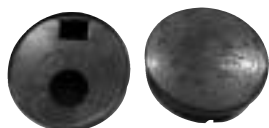
江戸紀行



三木通明、江戸へ行く

入場無料

三木家に残された
旅の道具



磁石（じしゃく）
方位を知るために
利用しました。



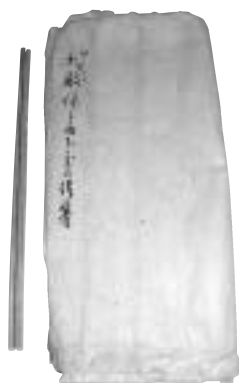
提灯（ちょうちん）

12月6日（日）まで開催！

会場 三木家住宅主屋
休館日 月曜日（祝日の場合は開館）
祝日の翌日
12月1日（火）～12月4日（金）
開館時間 9:00～16:30（入館は16:00まで）



三木通明の『江戸紀行』



通明が江戸で
たまわったと伝わる簞

通明、江戸へ行く
文政4年（1821）12月、
姫路藩主酒井忠実が溜問詰（江戸城内の溜問に席を持ち、將軍や老中の諮問に應じる役職）になりました。その翌月、当時41歳の通明は、姫路藩の大庄屋として、藩主の昇進祝いのために江戸へ向かいました。通明の『江戸紀行』には、

文政5年正月12日から2月中旬までの閏正月を含む約60日の往復の道中について記録されています。（旅のルートは次のページ参照。）

3冊の『江戸紀行』

三木家には通明が書いたもののほか、通明と同じ目的地の江戸へ上った姫路城下大年寄の国府寺次郎左衛門と、その息子の国府寺新作が書き手の『江戸紀行』があります。国府寺氏の旅程は通明と違って、江戸で一緒に藩主に謁見したりしています。

鉄道も自動車もなかった江戸時代、旅する人びとは自分の足で目的地へ向かいました。姫路藩の大庄屋を務めた三木家の人びとは、職務や勉強のため遠方へと旅をしています。

本展では、三木家6代当主・三木通明が江戸へ上ったときの旅日記である『江戸紀行』をひも解き、生き生きとした江戸時代の旅の様子を紹介します。

通明の旅のルート



通明の旅のルート
通明は、五街道の一つである東海道を使用して江戸へ至り、用事を済ませた後、日光と善光寺に立ち寄って帰ってきました。途中には、各地の名所や名物を楽しむ様子もうかがえます。移動の手段は主に徒歩・駕籠・舟を利用して

います。特に東海道には河川が多く、川を渡った方法や費用が多く記されています。
展示では、通明たちの旅のエピソードなども紹介しています。遠方への旅行を控えている方も多いこのご時世、三木家住宅で通明の旅路をたどり、江戸時代の旅に思いをはせてみてはいかがでしょうか。ぜひ、お越しください。

往路 辻川→江戸 1月12日～29日（18日間）

○江戸滞在 14日間

復路 江戸→日光→善光寺→石部（滋賀県）⇒辻川

閏1月14日～2月13日頃（およそ29日間）

注）⇒は覚書から推測

戦後75年 令和2年度企画展

福崎と戦争の歴史をつむぐ

歴史民俗資料館で開催中の企画展に関連した、戦時中の福崎地域の様子や戦争経験者によるお話などが掲載されている本を紹介しします。紹介している本は、福崎町立図書館にも配架されていますので、ぜひご覧ください。

●歴史を知る



『戦後70年
福崎と戦争の記憶』

満州事変から終戦までの時期をあつかい、戦争中の福崎地域の人々のくらしを資料写真とともに紹介しています。

歴史民俗資料館で300円にて販売中

『福崎町史第2巻』

『福崎町史第4巻』

『ふくさき史話』

『私の町の太平洋戦争ー歴史的受難な時期でしたー』



その他にも
いろんな本が
あるよ

●戦争経験者の話を知る



『かたりべ』

衣料や食物、金属供出、学校生活、空襲など福崎地域の当時の様子や、戦場での体験が生ので語られています。



『語り継ぐ、戦争の記憶』

戦争を経験された町内の方々による講演会の記録集です。戦地での経験や小学校時代の生活について綴られています。

歴史民俗資料館で300円にて販売中

歴史民俗資料館だより

松岡五兄弟

松岡小鶴

第54話



〜福岡の身近にある歴史を掘り起こそう〜

松岡小鶴の書簡②

神戸大学大学院人文学研究科 特命助教 井上 舞

と書かれた書簡があったので、これが、小鶴の書簡と判断する決め手となりました。

まず書簡の内容を見てみましょう。この書簡では、ナメ

先月このコーナーで紹介した、松岡小鶴が三木家七代目当主・通深(慎三郎)に宛てた書簡。今回は、その内容に触れてみたいと思います。

調査の際、松岡小鶴書簡の発見のきっかけになったのは、差出の「文母」「賢次母」という署名でした。とはいえ、署名に本名が書かれたものではなく、この段階では、一連の書簡が小鶴の書いたものと断定することはできませんでした。そこで、数点の書簡を撮影・解読し、内容を確認することにしました。その中のひとつ(写真1)に、

「ナメクジリ(ナメクジ)」を表す美しい言葉は、何がありませんか？

クジを表す言葉について尋ねているほか、「キリウ」「シンキ」という言葉は漢字でど

う書くのか、どんな本に使われていた言葉なのかについて質問しています。

さらに、この続きに貼られていた書簡(写真2)には、

「蛭(へび)」をはじめ、たくさん(ナメクジを表す)名前を教えてください、ありがとうございます。

と書かれていました。ここから、先の質問に対して、通深がきちんと返事をしたことがわかります。また「キリウ」「シンキ」という言葉について

では返事がなかったのでしょうか。通深から借用した書籍に記述があった気がする、と伝えた上で、

(私の考えは)いつもの思い違いでしょうか、もしすぐにわかるようでしたら、教えてください。

と、重ねて質問しています。

これらの内容から、なぜ一連の書簡が小鶴のものか判断できたのか。実は、小鶴亡き後、息子の操(文・賢次)は、母の漢詩や、近隣の文化人とのやりとりした書簡を『小鶴女史詩稿』としてまとめている。この中にナメクジを題材にした漢詩が残されていたのです。ナメクジは「蛭」ではなく、「蛭」(へび)と表現されており、これも通深から教わった言葉を使ったと考えられます。また、漢詩には「神機(シンキ)」という言葉も用いられていました。こうして、署名だけでなく、書簡の内容と小鶴が作った漢詩との関連性が確かめられたことから、見つかった書簡はまさしく松岡小鶴のものと判断できたのです。

また、この2点の書簡の解読を通じて、①小鶴は漢詩を作るにあたって、言葉の使い方や意味について、通深に質問を繰り返していた。②通深もまた、問い合わせに対して丁寧な返事をしていった。③小鶴は三木家から書籍を借用していた。ことなどがわかってきました。

最後に、小鶴が通深に質問を繰り返して作った漢詩について紹介しておきましょう。

端詞(詩や歌の前につけられた、それが作られた由来などを書いた文)によれば、この詩は「裏庭で見かけた大きなナメクジをじっと見つめていたのを、につこり笑ってこの詩を作った」とあります。続く漢詩は長文なので、ここで全てを解説することはできませんが、「蛭(へび)蛭(へび)何無為(なめくじ、なめくじ、なんと無益な者よ)」と、ナメクジに向かって、姿形やその動きの無益さを語りかけたのに対して、ナメクジが応え、人のあくせくとした生き方に比べて、自分の生き方が、いかにゆつたりとした素晴らしいものであるかについて語る、

という壮大な内容になっています。

この漢詩の全文と訳は、『小鶴女史詩稿』の他の漢詩・書簡とともに、門下子さんの編著書、『幕末の女医、松岡小鶴』に掲載されています。福岡市立図書館にも配架されているので、ぜひ一度読んでみてください。



写真1 通深宛小鶴書簡



写真2 通深宛小鶴書簡

／おいでよ！／

第8回子どもふるさと賞コーナー

福崎町では、町内の小・中学生を対象に、地域の歴史や文化を調査研究した作品を募集し、優れた作品には「柳田國男ふるさと賞」を贈り表彰しています。

このコーナーでは、第8回柳田國男ふるさと賞の応募作品を展示します。福崎町内の小・中学生の力作をぜひご覧ください。

会期 11月29日(日)まで
場所 柳田國男・松岡家記念館
2階会議室前

問合せ 柳田國男・松岡家記念館
(☎22・1000)



日本民俗学会 研究奨励賞表彰式

福崎町では、日本民俗学会の研究奨励賞に副賞を贈っています。この賞は35歳未満の次世代の民俗学を担う若手研究者へ授与されるものです。

今年、市東真一さん(神奈川県立日本民俗文化研究所特別研究員)の論文「祭祀における旦那衆の権威の創造―埼玉県熊谷市熊谷うちわ祭を事例に―」が受賞されました。

10月11日(日)東京都千代田区で研究奨励賞表彰式が執



受賞者の市東さん(左)と高橋教育長

岩田健三郎さんの版画教室

今年も岩田健三郎さんによる版画教室を開催します。版画で手作りの年賀状を作ってみませんか。

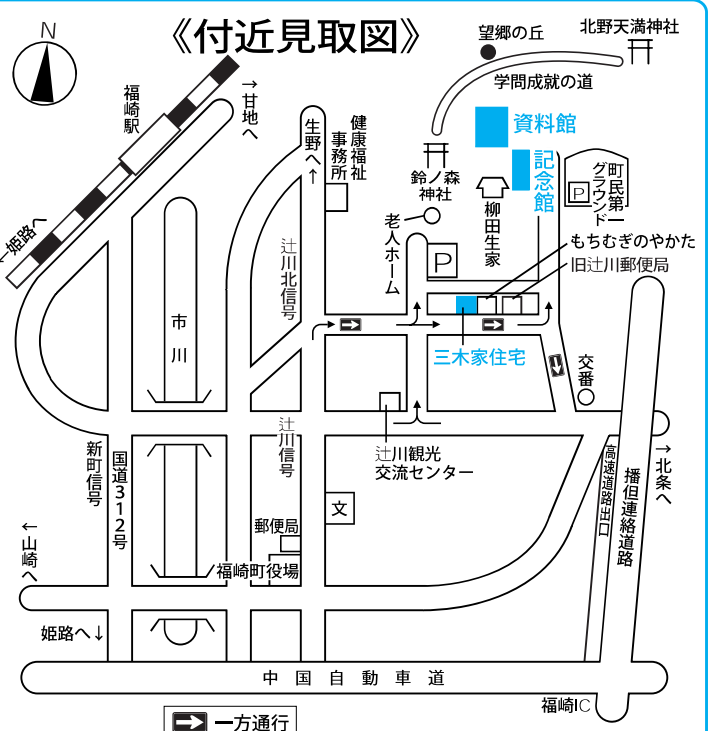
日程 12月6日(日)
時間 13:30~
場所 歴史民俗資料館2階
材料費 100円
持ち物 筆記用具、彫刻刀
定員 20名(要申込)
問い合わせ 柳田國男・松岡家記念館
(☎22-1000)

11月は文化財保護強調月間です

文化財は、地域の歴史を伝えてくれる大切なものです。かけがえのない郷土の歴史遺産を、これからも長く未来へ守り伝えていきましょう。



県指定文化財(名勝) 應聖寺庭園(坂坂)



柳田國男・松岡家記念館 歴史民俗資料館 利用案内

開館時間 午前9時~午後4時30分
休館日 月曜日(祝日の場合は開館)、祝日の翌日・土・日曜の場合は開館、12月28日~1月4日
入館料 無料

交通 JR播但線で福崎駅下車、タクシー約10分。車は播但連絡道路・中国自動車道で福崎ICから約5分、または国道312号線を利用。

福崎町文化財だより 78
発行 令和2年11月5日

・福崎町教育委員会
福崎町南田原316の1
☎0790-220560
・柳田國男・松岡家記念館
神崎郡歴史民俗資料館
福崎町西田原108の12
☎0790-221000
(記念館)
☎0790-225699
(歴史)

